

日高村立図書館公衆無線 LAN サービス利用規約

(目的)

第1条 この規約は、日高村立図書館（以下「図書館」という。）の来館者の利便性の向上を図るために設置した Wi-Fi（公衆無線 LAN）によるインターネット接続環境サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 利用者は、図書館の貸出カードの交付を受けた、本規約に同意した個人（以下「利用者」という。）とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(サービスの内容)

第3条 本サービスでは、利用者が所持するスマートフォン、タブレット端末やパソコン等の通信端末（「以下「端末」という。）の無線 LAN 接続機能を使ってインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

第4条 本サービスの利用できる場所は図書館内とし、利用時間は図書館の開館時間中とする。ただし、利用時間については災害発生時やイベント等により日高村立図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めた場合は変更できるものとする。

(本サービスの利用)

第5条 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

2 利用者は、利用に当たり、自己の責任と負担において、以下に掲げるものを準備するものとする。

- (1) Wi-Fi 機能を搭載した端末
- (2) 端末装置を使用してインターネット閲覧等を行うためのソフトウェア（ウェブブラウザ等）
- (3) 端末及び付属機器等に供給する電源。なお、図書館が来館者用閲覧席で来館者向けに提供している電源は、自己の責任において、一回につき 2 時間まで利用できる。

3 前項への接続に係る利用者の端末の設定は、すべて利用者が自己の知識及び責任に基づいて行うものとする。

4 本サービスが、公衆無線 LAN サービスであることを鑑み、利用者は、端末装置にセキュリティ対策を施す等、自己の費用と責任において十分な注意を払うものとする。

5 利用者は、端末やその操作に伴う音や振動等の抑制に努め、他の利用者の迷惑とならないよう十分に配慮して利用するものとする。

6 本サービスを利用するために接続する SSID は、「hoshinooka-wifi」とする。

(利用の手続及び利用者認証)

第6条 本サービスを利用するには、本規約に同意の上、提示するパスワードを用いて無線

L A Nに接続するものとする。

(履歴情報及び特性情報の利用目的及び取扱い)

第7条 図書館は、利用者が本サービスを利用した際に、接続日時、M A Cアドレス（利用端末の識別情報）、I Pアドレス、ウェブ閲覧情報、ブラウザ種別等を取得する。また、図書館は、取得した情報を、本サービスの適切な運用を図るために利用する。

2 法令及び裁判官の発令する令状等に基づき、警察等からこれらの内容について提出を求められた際は、これに応じる場合がある。

(個人情報の利用目的及び取扱い)

第8条 図書館は、本サービスの利用に伴い、利用者から入手した個人情報を以下の目的にのみ利用する。

- (1) 本サービスの提供のため
- (2) 本サービスの利用状況を調査するため
- (3) 本サービスの質を向上させ、利用者の便宜を図るため

2 その他個人情報の取扱いについては、日高村個人情報保護条例（平成 17 年日高村条例第3号）に基づき、適切に取り扱う。

(著作権等)

第9条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権は、図書館又はそれぞれの権利の権利者に帰属する。

(利用料)

第10条 本サービスの利用料は、無料とする。

(法令等の遵守)

第11条 利用者は、本サービスの使用にあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならないほか、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとする。

- (1) 他者の著作権を侵害する行為及びその他法令により規定されている権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前号に掲げる場合のほか、他者に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 他者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為もしくはそのおそれのある行為
- (7) 営利目的のために行う行為
- (8) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為
- (9) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する行為
- (10) 性風俗、宗教又は政治に関する活動

- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じて、又は無線 LAN に関連して使用し、又は提供する行為
- (12) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (13) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータを通信する行為
- (14) ゲーム・ネット動画・テレビ等の娯楽目的やネットショッピングの利用など、公共施設では相応しくない行為
- (15) ID 及びパスワードを不正に使用する行為
- (16) 無線 LAN 機器を物理的又は電磁的に破壊する行為
- (17) 無線 LAN 接続中、別回線にて他のネットワークと接続する行為、又は無線 LAN と他のネットワークをゲートウェイ接続する行為
- (18) コンピュータウイルス等の有害なプログラムについて本サービスを通じて、または本サービスに関連して作成、取得、使用、提供又は流布する行為
- (19) Dos 攻撃等のサイバーテロ行為
- (20) 無線 LAN 上を流れているデータを取得し、その内容などを漏らしたり窃用したりする行為
- (21) その他、法令・高知県条例・村条例に違反、もしくは違反するおそれのある行為
- (22) 前各号に掲げる行為を助長する行為及び他の者と共謀して行う行為
- (23) その他館長が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって、他者に損害が生じた場合は、利用者は利用者の資格を喪失した後であっても、全ての法的責任を負うものとし、村は一斉の責任を負わないものとする。

(利用の停止・取消)

第12条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止し、当該利用者との間において本規約を解約し、当該利用者を本サービスから退会させ、本サービスの使用を取消することができるものとする。

- (1) 第11条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合の他、本規約に違反した場合
- (3) その他、館長が利用者として不適切であると判断した場合

(運用の中止)

第13条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできなくなった場合

- (3) 本サービスに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、館長が本サービスの運用上、本サービスの機能の全部又は一部の使用中止又は終了が必要であると判断した場合。

2 本サービスの運用の中止等について、図書館は通知を行うことなく、本サービスの機能の全部又は一部の使用中止又は終了できるものとする。なお、本サービスの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず、図書館は一切の責任を負わないものとする。

(免責等)

第14条 図書館は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼働することを一切保証しないものとする。また、特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対しても一切保証しないものとする。図書館は、本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負わないものとする。

2 図書館は本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等についてその完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

3 図書館は本サービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータ等の端末のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線 Wi-Fi に関連して発生した利用者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

5 端末の機種、基本ソフトウェア、Web ブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合であっても、図書館は調査その他利用者の支援活動は行わない他、一切の責任を負わないものとする。

6 電波の伝搬状況等による通信速度や品質等の低下について、図書館は一切の責任を負わないものとする。

7 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、村は一切の責任を負わないものとする。

8 図書館は、本サービスの仕様に関する質問には一切答えないものとする。

9 図書館は、本サービスの適切な利用を図ることを目的とし、利用者のアクセスログを記録及び閲覧し、特定の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

10 図書館は、本サービスの利用に関し、法令又は政府若しくは裁判所の指示等により利用者の個人情報の開示を請求された場合は、当該請求の範囲内において当該個人情報を開示することができるものとする。

(本規約の変更)

第15条 館長は、利用者の事前又は事後の承諾を得ることなく、規約を予告なく変更する

ことができる。変更後に本サービスを使用した場合、利用者は当該変更について同意したとみなすものとする。

2 本規約を変更した場合、図書館は図書館ホームページ上への掲載等、図書館が適切と判断する方法で、利用者に公表するものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者が本規約に違反した結果、村が損害を被った場合、利用者はその損害を負担するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第17条 本規約に関する準拠法は日本法とし、また、本規約又は本サービスに関連して村と利用者間で紛争が生じた場合、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(その他)

第18条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて図書館長が定めるものとする。

附則 この規約は令和4年9月1日から施行する。